



みんなの見守りで防ぐ

高齢者の消費者被害

近年、高齢者を狙った悪質商法や詐欺の被害が増加しています。高齢者は、消費者トラブルにあっても気づかない場合や、「人に知られるのが恥ずかしい」「家族に怒られるかも」と、誰にも相談しないこともあります。高齢者の消費者トラブルを未然に防いだり、早期発見・解決をするためには、家族や地域の皆さんの見守りが重要です。

01. 高齢者に多い消費者トラブルの手口

訪問

自宅を訪問して、不安をあおったり、親切な人を装ったりして高額かつ大量の商品販売や不要な改修工事を契約させる。

電話

自宅に電話をかけて、言葉巧みに商品販売などの契約をさせる。勝手に商品を送り付けたあとで、代金を支払わせるような電話をかけてくる。

詐欺

役所などの公的機関の職員を名乗り「還付金がある」と言って個人情報や口座番号を聞き出す。郵便やメールで身に覚えのない利用料金を請求される。

02. 気づきのポイント (高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブックより)

自宅の中で

- 見慣れない商品や契約書、振り込み用紙などがある
- 電話が頻繁にかかり、長時間話している
- 食べきれないほどの量の食品が届いている
- 健康食品や健康器具など、見慣れないものがある
- 開封していない宅配物がたくさんある

自宅の外から

- 見慣れない車が停まっている
- 見慣れない人が玄関に入っていくのを見かけた
- 作業員が頻繁に出入りするなど工事が続いている
- 営業担当者らしい人が訪問したり、荷物を届けている様子がある

03. トラブルの法的解決

▶ クーリング・オフ制度

訪問販売、電話勧誘販売などで購入した場合、契約から一定の期間内であれば理由を問わず契約を解除することができる制度です。ただし、通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

▶ 法律による取り消し制度 (特定商取引法、消費者契約法など)

クーリング・オフが使えない場合でも、一定の事由があれば契約の取り消しが認められる場合があります。

- (例1) 業者が契約の目的物や内容について事実と異なること(嘘)を告げた時
- (例2) 業者が自宅から帰らない、消費者を店から出さない手法で契約をさせた時
- (例3) 販売する物について通常の生活で必要となる分量を著しく超えるような分量で販売した時

04. 心配なこと、困ったことがある時には、早めに相談しましょう

- ▶ 消費者ホットライン ☎188(いやや) ※住んでいる地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。
- ▶ 柳川・みやま消費生活センター(柳川市役所大和庁舎) ☎76-1004
午前9時～午後0時15分、午後1時～4時30分(土日祝、年末年始除く)
- ▶ みやま市地域包括支援センター ☎64-1516 午前8時30分～午後5時(土日祝、年末年始除く)



健診で助かる命があります

がん検診は11月末まで



国民の2人に1人になるといわれる「がん」。「費用がかかる」「検診結果が怖い」などの理由で検診を受診しない人もいます。がんは早期発見すれば治る可能性が高い病気です。

住民健診では、少ない自己負担額でがん検診を受診できます。自分のため、そして家族のために、住民健診から第一歩を踏み出しましょう。

受診できる検診の内容は「令和5年度みやま市住民健診まるわかりガイド」をご確認ください。



市内の住民健診実施医療機関一覧 (各医療機関に電話で「市の健診を受けたいです」とお申し込みください)

田中内科医院	63-8511	入江内科小児科医院	62-3552
産科・婦人科あらきクリニック	63-3369	あだち医院	63-2677
きくち胃腸科内科クリニック	63-2223	工藤内科	63-7711
ほほえみクリニック	62-5050	山内医院	62-4131
よしやま内科	62-6118	渡辺医院	63-2911
大鶴脳神経外科	64-4130	くまさん訪問診療所	0942-42-3502
植田医院	67-2737	江の浦医院	22-5050
いまいずみ内科・脳神経内科	22-2255	ヨコクラ病院	22-5811

※市公式LINEでは、健診期間中、健診にかかわる情報を発信しています。ぜひ友達登録をお願いします。



知っていますか、検診と健診のちがい

- ▶ 検診 がん検診など、特定の病気にかかっているかを調べるために行う診察や検査です。
- ▶ 健診 健康診断の略で、定期健診や特定健診など、健康状態を診断するものです。検診も含まれます。

きれいな歯のぼくたち・わたしたち

3歳児健診で虫歯がゼロだったお子さんです。



おうせい
梅崎 旺青 ちゃん
(瀬高町)



ゆうき
堤 悠葵 ちゃん
(瀬高町)



ひろと
藤岡 優心 ちゃん
(高田町)



掲載希望者は、写真を3歳児健診時または市役所(本庁)子ども子育て課へお持ちください。

圏子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel. 64-1520)